行政サービス実施コスト計算書

（2013年４月１日から2014年３月31日まで）　（単位：百万円）

Ⅰ　業務費用			
(1)　損益計算書上の費用			
正味支払保険金	1,201		
保険金回収見込額等	△　210		
責任準備金繰入額	499		
事業費及び一般管理費	5,597		
債権の回収に要した費用	206		
その他の経常費用	43		
特別損失	161	7,496	
(2)　（控除）自己収入等			
正味収入保険料	△　8,153		
支払備金戻入額	△　351		
保険代位債権等利息収入	△　79		
受取利息	△　2		
有価証券利息	△　5,243		
為替差益	△　143		
受託収入	△　74		
その他経常収益	△　191		
特別利益	△　8,687	△　22,923	
業務費用合計			△　15,427
Ⅱ　損益外減価償却相当額			—
Ⅲ　損益外減損損失相当額			—
Ⅳ　損益外利息費用相当額			—
Ⅴ　損益外除売却差額相当額			—
Ⅵ　引当外賞与見積額			—
Ⅶ　引当外退職手当増加見積額			
政府からの出向職員の退職手当増加見積額	33		33
Ⅷ　機会費用			
政府出資等の機会費用	668		668
Ⅸ　（控除）法人税等及び国庫納付額			—
Ⅹ　行政サービス実施コスト			△　14,726

(注)
金額は百万円未満の端数を四捨五入して表示しております。

注　記

Ⅰ．重要な会計方針

１．減価償却の会計処理方法

(1)　有形固定資産の減価償却方法

有形固定資産については定額法を採用しており、耐用年数及び残存価額は、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2)　無形固定資産の減価償却方法

商標権については、法人税法で定める耐用年数により、残存価額を０円とする定額法により計上しております。また、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間を耐用年数とし、残存価額を０円とする定額法により計上しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、従来、耐用年数を４年としておりましたが、使用実態を見直した結果、当年度より耐用年数を５年とすることといたしました。この変更により、従来の方法と比べて、当事業年度のソフトウェア償却が30百万円減少し、経常利益及び当期総利益が同額増加しております。

２．退職手当に係る引当金及び見積額の計上基準

退職手当引当金については、役員及び職員の退職金支給に備えるため、役員については役員退職手当支給規則、職員については退職手当規則に基づく要支給額の100％を引当計上しております。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職手当増加見積額については、事業年度末に在職する役職員について、当事業年度末の退職手当見積額から前事業年度末の退職手当見積額を控除した額から、退職者に係る前期末退職手当見積額を控除した額を計上しております。

３．責任準備金、支払備金、保険代位債権等、貸倒引当金の計上方法

責任準備金、支払備金、保険代位債権等、及び貸倒引当金については、「独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が定める算定の方法について」（平成13・03・27貿第２号）に基づき算出した額を計上しております。

４．賞与引当に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与引当金については、役員及び職員の賞与支給に備えるため、役員については役員報酬規則、職員については給与規則に基づき当期帰属分を引当計上しております。

５．有価証券の評価基準及び評価方法

①　満期保有目的債券は償却原価法（定額法）によっております。

②　その他有価証券

市場価格のない有価証券は、移動平均法による原価法によっております。

６．外貨建金銭債権・債務の評価方法

外貨建金銭債権・債務については、決算時の為替相場による円換算額によっております。

７．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年国債の利回り（0.640％）を適用しております。

８．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

９．資産除去債務関係

賃貸借契約に基づき使用する事務所について退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃貸資産の使用期間が明確でなく、現時点において将来退去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務の計上を実施しておりません。

10．重要な会計方針の変更

該当事項はありません。

11．表示方法の変更

従来、「事業費及び一般管理費」に含めていた「債権の回収に要した費用」（国からの出資財産（保険代位債権等）に係る費用を除く。）は、保険代位債権等の保険者主導の回収への方針転換を進めていること、及びこれにより当該費用の発生額の大幅な変動が見込まれることから、当期より経常費用のその他の内訳として独立掲記することといたしました。